

草加市みんなでまちづくり会議等

検 証 委 員 会

〔 報 告 書 〕

平成20年11月18日

[も く じ]

検証報告（支えるしくみの整備方針）	．．．．．	1
1．総論	．．．．．	2
2．各論（条例関係）	．．．．．	5
3．全体像しくみ検証委員会案	．．．．．	12
4．「草加市みんなでまちづくり自治基本条例に定める みんなでまちづくり会議に関する規則」の検証委員会概要案	．．．．．	13
5．検証委員	．．．．．	14
6．検証の基本的方針	．．．．．	14
検証総括	．．．．．	15

検証報告 (支えるしくみの整備方針)

みんなでまちづくり

草加市みんなでまちづくり会議等検証委員会
座長 宮本 節子

当検証委員会は本年2月から12回にわたって「みんなでまちづくり会議」(以下「まちづくり会議」といいます)活性化に関し、6項目を中心に検証を続けた。以下の事項について結論を得たのでここに報告する。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 登録員数の増加促進(2) 提案件数の増加と提案内容の良質化(3) 提案の実現、市政への反映 |
|---|

報告は総論と各論(条例関係)に大別した。いずれも有機的に結び付き関連するものであるだけに、今後の市民によるまちづくりを支える諸組織、諸制度の整備、運営に際しては、本検証報告を踏まえて対応することが必要不可欠である。

1. 総論

(1) 登録員数の増加促進

市はまちづくり会議を構成する市民の登録員数増加を図るしくみを整備するよう期待する。

(2) 提案件数の増加と提案内容の良質化

市は登録員によるまちづくり会議の活性化、市民と共に歩む市行政のためにも、良質な提案とその件数増加を図られたい。そのための資金援助など温かい行政支援策の整備を望む。

(3) 提案の実現、市政への反映

市はまちづくり会議で種々の検討の末に集約された登録員からの提案は、真摯に受け止める姿勢を堅持して頂きたい。また、その実現と市政へ反映させるための具体的な経過をまちづくり会議定例会で報告するよう努められたい。

なお、検証の対象とした6項目は、以下のとおりである。

- (1) まちづくり会議の在り方（位置づけ）が不明確である。
- (2) 登録員の役割が不明確である。
- (3) 「市の反映結果」を出すまでの期間・手続きが不明確である。
- (4) 条例・規則の書き方が市民にとってわかりにくい。
- (5) 一度提出した議題の提案は、再提案ができるのか。
- (6) 条例・規則をより活かしたものにする方法が検討されていない。

(1) 登録員数の増加促進

登録員数の増加促進は、まちづくり会議の活性化に不可欠である。現状の50数人はあまりにも少なく、せっかくのまちづくり会議活動が沈滞している原因の一つである。まずは、登録員数を増やすのが当面の最大の課題である。

下記の各論で明記してあるように、登録員となる条件、手続きの簡略化なども早急なしくみの検討が必要である。

また、PR不足によりまちづくり会議そのものの存在が市民間に浸透していないと考えられるので、市広報紙「そうか」に常設コーナーを企画し、まちづくり会議での提案の告知をするなどPRに努める必要がある。

また、各町会・自治会単位での説明会の開催も実効が期待できる。さらに、NPO法人、地区まちづくり団体、市民活動団体等、まちづくりに日ごろから取組む団体にもご協力をいただき、行政と市民が一丸となってPRに取り組むことが必要である。

(2) 提案件数の増加と提案内容の良質化

提案件数の増加は、登録員が増えれば提案件数が増えるのは自明の理である。問題は提案の良質化である。提案を精査し、提案に含まれる問題点の整理があつてこそ、行政側に受け入れられる可能性が大きい提案となるからである。

まず検証委員から市民活動センターの積極的な活動と、登録員からの相談に応ずる姿勢を望む声が強く出された。また、自治基本条例には市民によるまちづくりを支援する様々なしくみが検討されているが、それらが有機的に結び付き、関連するものとなっていないとの指摘もあつた。これらは各論でも触れてあり、対応いただきたい。

いずれにせよ、市は積極的に、市民によるまちづくりをエンパワーメントするよう支援することを期待するものである。

他方、このようなしくみが備わった上での提案の良質化については、市民側の自助努力の問題でもある。

市民は、まちづくり講座、ふるさとまちづくり応援基金などを自発的に利用し、市民が自律的・持続的にまちづくりを実施していくことが重要である。特にまちづくり会議は、市民が実践を通して公共的意思形成に関わることのできる、活きた学習の場でもある。

さらに市民によるまちづくりを、(1)でも指摘したとおり、日ごろからまちづくりに取組む団体などにより、相互に支えあうことも忘れてはならない論点である。

(3) 提案の実現、市政への反映

提案の実現、市政への反映は、まちづくり会議の究極の目標であり、市民の願いである。提案に対する門前払い的な扱いが増えれば、まちづくり会議自体の存在価値が喪失する。

したがって、受け入れた提案には、各論で触れてあるように年四回開催されるまちづくり会議の定例会で、提案に対する実現化への経過報告を欠かさないよう努めることが肝要である。

また先述のとおり、提案の良質化に当たっては、市民側も不断の努力で取組んで行く。それゆえ、提案の早期実現化とその件数を増加させるためにも、庁内体制の強化を望むものである。

特に提案を実現へと進めたり、そのための過程を円滑にするには庁内の一担当課だけではこなし切れるものではない。例えば、機構改革等によって迅速かつ横断的な提案の受け入れ体制をつくることが、まちづくり会議のより一層の活性化と発展につながると考えられる。

いずれにしても市及び議会挙げての強力なまちづくり会議そのものの浸透、普及策が大切である。

これらを含めての検証は、以下の2. 各論（条例関係）において具体的なしくみの整備方針に触れたので、対応されたい。

2. 各 論（条例関係）

1. 「みんなでまちづくり会議」について

※ 草加市みんなでまちづくり自治基本条例に定めるみんなでまちづくり会議に関する規則
及び 草加市みんなでまちづくり自治基本条例:第26条 関係

(1) 「みんなでまちづくり会議」は『運営体』ではなく、『場』である

- 市民と行政との協働の入口をつくる「場」とする。
- 市民提案権が出せる保障の「場」とする。
- みんなでまちづくり会議は、「場」であって、人格は持たない。
- 単純に意見・提案が言える、聞ける「場」であることが重要である。
- 提案に関する議論だけでなく、フォーラム形式の会議も必要である。

(2) 招集者は市長である

- 現状では、支援団体など第三者機関がないので、市長を招集者とする。
- 支援機能が整備・拡充できたときに、市民開催の会議にすることも検討する。
- 臨時会議を市民から求めるしくみ（会議開催請求権）が必要である。

(3) 位置づけは、次の2つである

①登録員、行政、専門家等が意見交換を行い、提案のブラッシュアップをする場

②登録員、行政による、定期的な情報交換の場

<条例上のみんなでまちづくり会議が果たす機能について>

- 「みんなでまちづくり会議」に機能を求めすぎている。現在は、条例の読み方次第でなんでもできる会議になっているが、少なくとも運用と監視は分けるべきである。
- 幅広い意見・提案を受け入れる機能は、残しておくべきである。
- 積極的な発言ができる会議であると良い。市民同士が自由に話ができる場所は守るべき。
- 民主的手続きによって選ばれていないので、良し・あしを決めるまでは無理である。
- （仮称）パートナーシップまちづくり条例検討当初は、自由に意見を述べる場で、意見をまとめる（統一する）必要性はないと考えていた。
- 会議に参加しないと、損をするようなしくみ、会議のしかたが必要ではないか。
- 提案、陳情、各種施策、政策提言などは、「みんなでまちづくり会議」でなくても、ほかの手段でもできる。「みんなでまちづくり会議」は、市民が市に対して言える、1つの手段である。

<提案のブラッシュアップについて>

- 登録員が一方的に意見を付ける形ではなく、対話によって提案を高めていくような形で議論をする。
- まちづくり会議での提案に関する話し合いは、以下の3点を中心に進める。
 - ① 登録員同士は、提案の熟度を高める話し合いを行う。
 - ② 登録員と行政は、提案者が回答を求める論点を整理、明確にするための話し合いを行う。
 - ③ 一度の会議でまとまらないときは継続審議として、簡単に市政反映の回答を求めない。
- 提案を良くするための意見交換をし、積極的な発言ができる会議にして欲しい。

<定期的な意見交換の場について>

- 計画を出すのは難しいが、アイデアを出すことはできる。
- いろいろな地域・団体から代表者が出て、他とのネットワークが広がるのも、まちづくり会議の目的の一つである。

(4) 会議の形態

① 4回の開催は固定化する

- 議題が出されなくても、年4回の会議は開催する。
- 提案の審議だけでなく、まちづくりフォーラム（サロン）のような、情報交換・意見交換の場も開催する。
- 会議開催を年4回に固定化した場合の、開催方法や開催伝達方法については、市民が参加しやすい形を検討して欲しい。

② 事務局は、行政（みんなでまちづくり課）が務める

- 当面は、円滑な庁内調整を優先させるためにも、行政に務めて欲しい。
- 本来は、対等性・中立性を優先すると、行政や登録員ではなく別の機関（支援団体、市民活動センターなど）が行うべきだと考える。現状ではその機能がないので、行政が務める形とする。

③ 進行役は次のとおりとする

- 当面は、議題・提案がある時は事務局（行政）が務め、情報交換・意見交換の時は登録員が務める。
- ただし、行政が進行役を務めると、中立性が始終問題になるなど、行政側への過度の負担が考えられるため、いずれは登録員や第三者（コンサルタントやまちづくり支援団体・市民活動センター）など中立的でファシリテーション能力のあるものが進行役を務めるようにする必要がある。

2. 「まちづくり登録員」について

※ 草加市みんなでまちづくり自治基本条例に定めるまちづくり活動の登録等に関する規則 及び 草加市みんなでまちづくり自治基本条例：第24条 関係

(1) 登録制は維持をする。(市民側の責任を示す意味がある)

<登録員の要件等について>

- 登録員の要件を高くすると権限も高くなり、要件を低くすると権限も低くなる。
- 「(仮称) パートナースhipまちづくり条例」の検討当初は、多くの市民が登録員になって欲しいと考えていた。
- 登録員を分野別に決めるのも良いのではないか。

<登録員の義務、責務>

- 登録員になったら、地域のエゴを出さないように気をつける必要がある。
- 市全体を見渡しての議論は、議員、行政の責務である。(市民には対応しにくい。)

<登録員を増やすには>

- まちづくり登録員にも、市長との懇談の場があるといい。
- 登録員として、主体的に担える事は何か?など、明確にすべきである。
- ふるさとまちづくり応援基金に応募する人など、条例の内容に関わる人などは登録員になるべきで、そのしくみづくりが必要である。
- 登録員の内容公表はすべきである。ホームページ等で公表することは、登録員にもメリットがあるはずである。

(2)登録手続きを簡便にする

- 登録のための要件を下げる。
- 登録申請書には、活動項目などをつくり、市民活動センターやNPO法人の申請用紙のように記述しやすい書式にする。
- 登録申請場所を増設する。

(3)行政と共に市民も登録を呼びかける

- 登録員を増やすためにも、もっと市民の興味がわくような、シンプルなフレーズで絵なども取り入れた表紙にするなど、工夫をする。
- 年齢制限がないことや、会議に子どもを連れてきても大丈夫にするような工夫も必要である。
- チラシ・ポスターや広報を活用し、PRに努める。
- 町会・自治会、NPO法人等にも声かけの協力を依頼し、一丸となって取り組む。

3. 提案の反映のしくみ

※ 草加市みんなでまちづくり自治基本条例：第26条第3項、第4項 関係

(1) 当面は、「NPO・市民活動団体と市との協働のあり方〔指針〕」を利用して進める

- 当面は、反映方法を検討する過程で、「NPO・市民活動団体と市との協働のあり方〔指針〕」の1から5の段階をふまえることとし、回答を作成する。
- いずれは、条例や規則・内規など、行政からの報告、どのように実行するのか、予算等への反映など、もう少し踏み込んだものを文章化すべきである。

(2) 提案のブラッシュアップ終了後の手続きについて、市民にわかりやすく明示する

- 提案後に行われる、行政内部の手続きを公開するなど、透明化を図る。
- 市民に、市の反映結果までのプロセスがわかるよう、また公表できるように、庁内規則などをつくるべきである。

(3) 行政は、反映結果について、特に不採用の場合、その理由及び何処を改善すれば良いかについて、登録員にわかりやすく説明をする義務と責任がある

※ 草加市みんなでまちづくり自治基本条例：第12条 関係

- 回答文は、もっと工夫をし、もし市政に反映できない時はその具体的理由等、わかりやすく表記して、市民が対応し課題を乗り越えやすくする。

4. 条例・規則の書き方について

- 「みんなでまちづくり会議」の使い方で曖昧な箇所がある。検証の内容などを踏まえ、修正も必要である。
- 条例については、5年目を境に、行政、市民、議会の三者で再検討する必要がある。
- 規則については、本提案を踏まえて、迅速に対応して欲しい。

5. 提案について（プロセス）

(1) 提案前の相談のしくみづくりの整備

※ 草加市みんなでまちづくり自治基本条例：第23条

- 提案の内容など、相談をできる場、機会を設ける。（注：現状も、みんなでまちづくり課、市民活動センターで受ける形にはなっているが、さらなる工夫を要する。）

- ふるさとまちづくり応援基金で、助成期間を終えた団体の内容で、公共性のある事業などは、みんなでまちづくり会議への提案を促すしくみが必要である。
- 提案をするにも、行政内部の情報が不足している。自治基本条例第13条に「積極的な情報の公開」とあるので、まちづくりの情報へのアクセスを容易にするしくみが必要である。
- 市内での対応が進むように、今までの3年間の成果を活かし、相談のガイドラインを作る。
- 提案は待っているだけでは出てこないことがわかった。積極的に提案の発掘をするしくみが提案件数を増やすために必要である。
- 【懸念】事前相談のしくみをつくりすぎると、登録員の小さな思い（議題の提案）をつぶしてしまう可能性もある。この点への配慮が必要である。

(2) 提案のブラッシュアップの方法

※ 草加市みんなでまちづくり自治基本条例：第25条

- 提案をして、会議でまちづくり登録員から意見をもらい、提案の熟度を高め、提案者にフィードバックできる形とする。
- すぐに、市政に反映でなくても、タイムスケジュールなどが具体的にわかることが重要である。
- ブラッシュアップとは、“ここだけは守って(答えて)欲しい事”を明確にすることである。これにより行政も検討してもらいやすくなり、同時に市民の声を集約することができる。
- ブラッシュアップが終わらない場合は、継続して会議で話し合いを行うことができるしくみに変える。
- 行政担当課は、提案内容等について、意見・問題点等を市民にわかりやすく説明する。
- 必要に応じて、専門家に意見を聞く事もできるようにする。

6. 条例・規則をより活かすものにするために

(1) 条例・規則の普及・周知

- 市民からの情報収集として「意見を聞く会」を開催し、約50人の方々に来ていただいたが、自治基本条例自体の周知度・認知度が低いことがわかった。
- もっと、自治基本条例の普及・周知、出前講座の実施などが必要である。

(2) 自治基本条例にある協働のまちづくりの支援メニューを体系化し、運用する

① ふるさとまちづくり応援基金との連携

※ 草加市みんなでまちづくり自治基本条例：第20条

- 既に運用されている「ふるさとまちづくり応援基金」を、他の事業等とも関連性を持たせる。
- 議題につながりそうな団体があれば、審査委員会が積極的にまちづくり会議への提案を促すなど、応援基金とまちづくり会議の連携のしくみを整備する。
- 審査委員には、自治基本条例を理解して欲しい。
- 応援基金の結果や成果について、みんなでまちづくり会議定例会での報告や検討などを行えるしくみを整備する。

② まちづくり支援団体を整備する

〔 ※ 草加市みんなでまちづくり自治基本条例：第22条 〕

- 市と市民の中立的な組織として、まちづくり支援団体（以下、支援団体）を整備する。
- 支援団体は、行政と市民団体への支援を行う。
- またプロによる支援と、身近な仲間による支援の両方で支援を実施する。
 プロによる支援・・・実戦経験豊富な技術を持ったプロの人
 仲間による支援・・・草の根のまちづくりにアプローチできる、町会・自治会、NPO
 法人、連合会、協議会などで活動している人に協力してもらう。
- 支援団体は、既存組織を支援団体に認定する形で整備する。団体として支援活動経費の補助、助成など財政的支援を行う。
- 支援団体は、条例第7章・第8章の各支援メニューを有機的に連携させる役割を担う。
- 支援団体は、率先して全市的な広報、専門的な技術支援・調査・研究などを行う。
- 支援団体は、提案に繋がる内容の発掘と働きかけを行う。
- 支援団体は、まちづくり団体との連携・支援、条例等の運用の監視・調査・研究などを行う。

③ 拠点・ネットワークを担う市民活動センターの充実

〔 ※ 草加市みんなでまちづくり自治基本条例：第21条 〕

- 市民活動センターは、公設民営化する。
- 市民活動センターは、支援団体と連携したまちづくり支援の中核を担う必要があるため、実戦経験豊富な技術を持ったプロ集団による運営とする。
- 市民目線の職員を育てるためにも、市民活動センターへの職員の派遣は継続して欲しい。
- 拠点：市民活動センターをプロフェッショナル化し、まちづくりの支援を行う。
- ネットワーク：支援団体のネットワーク等の中核を担う。
- 市民活動センターの運営委員会を設置する必要がある。

④ まちづくりを担う人材（市民及び行政職員）の育成

〔 ※ 草加市みんなでまちづくり自治基本条例：第18条 〕

- まちづくり講座を活用し、市民及び行政職員の学習機会の積極的な提供を行う。
- 専門家派遣などの技術的支援を積極的に行って欲しい。

⑤ 提案後の協働支援策を整備する

（提案者と行政が円滑に協働を進めるための支援）

- みんなでまちづくり会議でのブラッシュアップ終了後の行政との協働を円滑にすすめるための各種支援策を整備する。
- 提案内容を充実させるために、専門家に相談する費用や、地域の声をまとめるための費用などが、必要である。
- この費用を支援することが、提案をするメリットになると考えられる。
- 行政から出してもらっただけでなく、基金等を利用する方法も検討する。
- 行政の資金にたよるだけでなく、市民が相互に支援しリソースを協調することも大切だと考える。

⑥ 積極的な行政情報の公開と共有のためのしくみを検討する

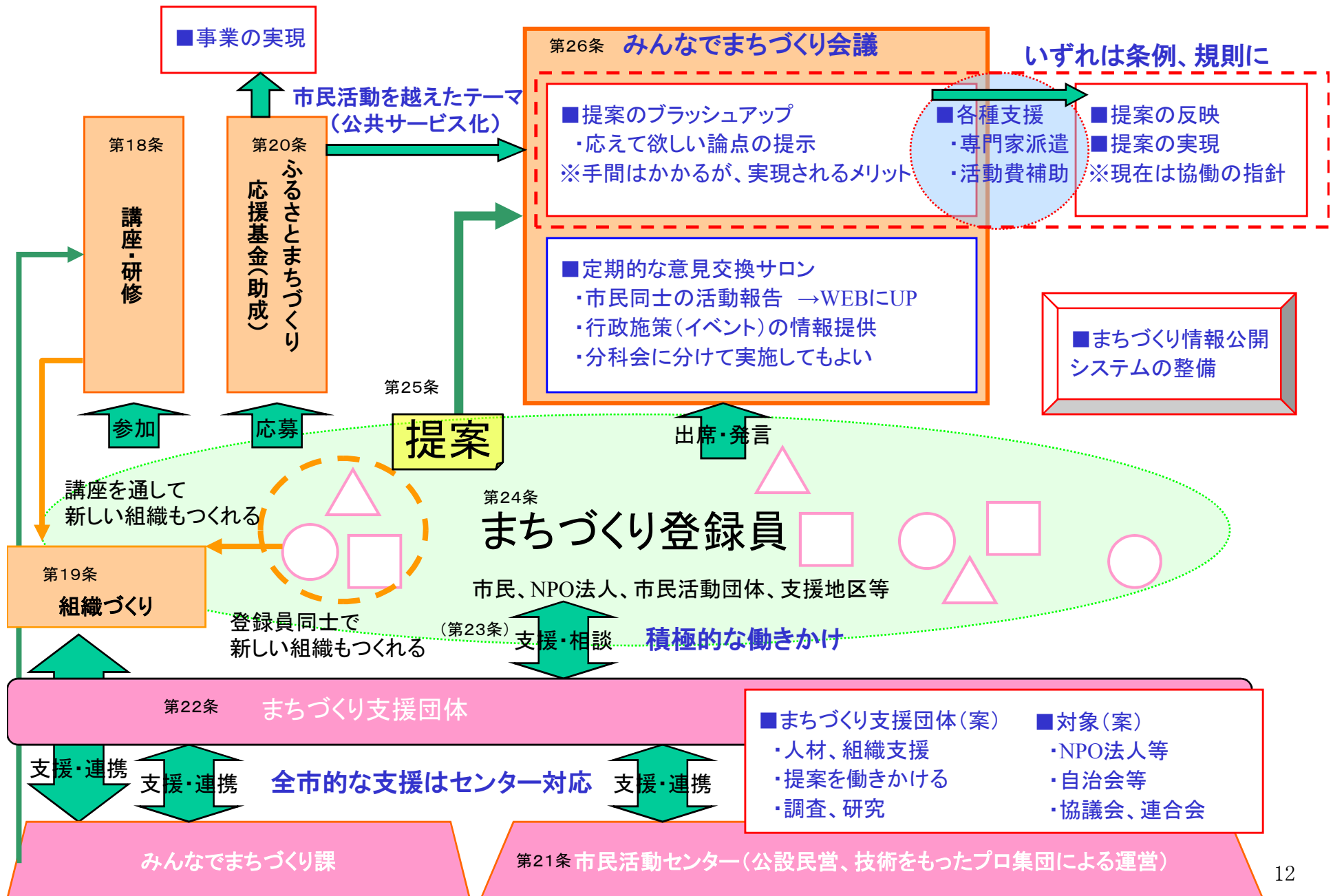
〔 ※ 草加市みんなでまちづくり自治基本条例：第13条 〕

- 行政との協働には、行政側の既存事業、予算計画などの情報が不可欠である。
- 条例第13条を動かすためのしくみを検討すべきである。

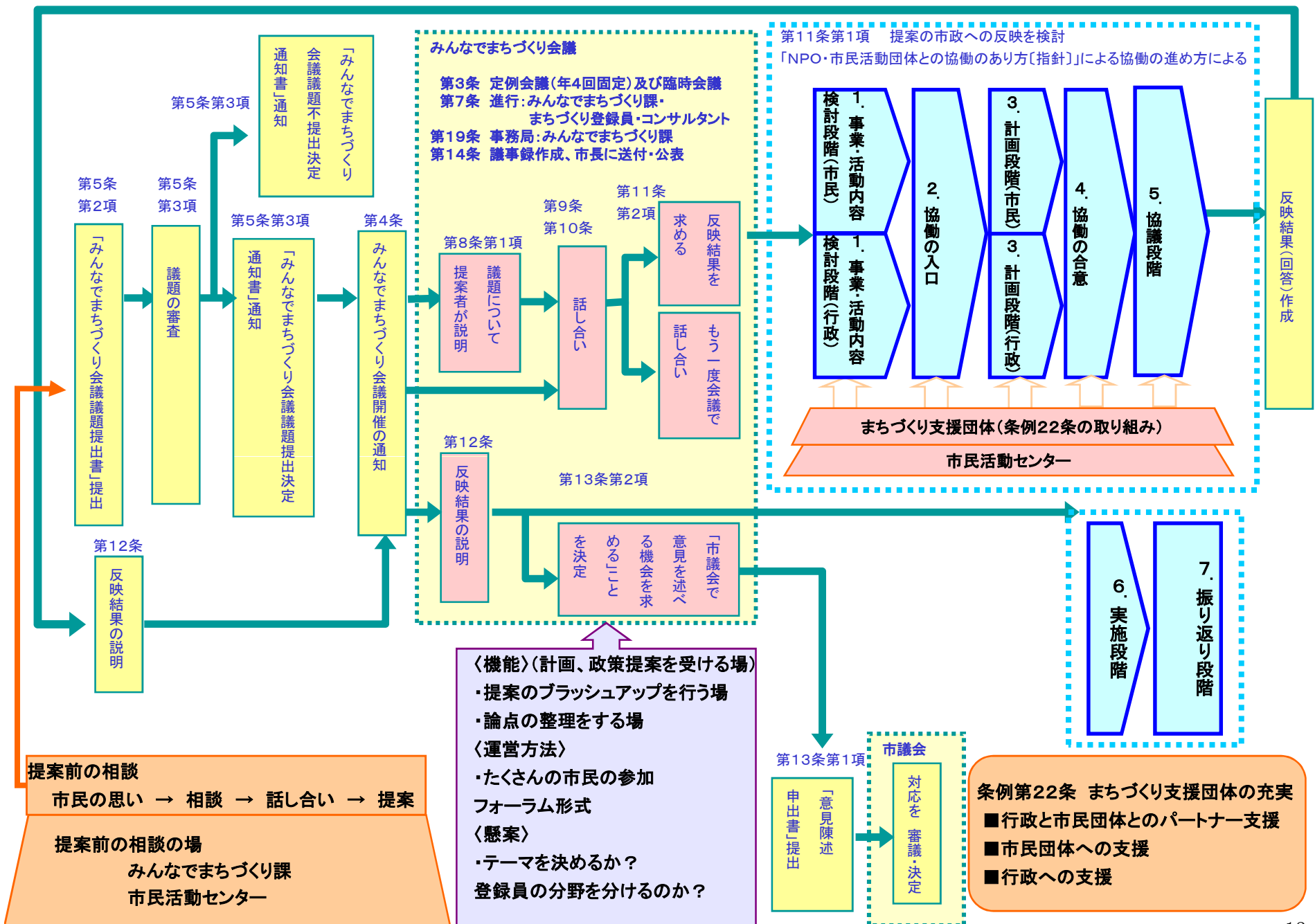
⑦ まちづくり会議以外の提案の窓口

- 必ずしもまちづくり会議を利用しなくても、既存の窓口で解決できる問題もある。（例えば、いきいき市民相談担当、維持補修課など）
- 登録員が増えれば、多様な提案が多出ることになるので、提案内容、相談内容にあわせて、最も効率良く、また提案者・相談者が納得できる方法を選べるように、行政及び市民が情報提供を行うことが重要である。
- まちづくり会議以外の提案、相談の窓口と連携することも、まちづくり会議の存在価値を高揚させることになると思う。

3. 「みんなでまちづくり会議を中心とした提案型の協働のまちづくりシステム」の全体像しくみ (自治基本条例第7章、第8章のしくみ)検証委員会案



4. 「草加市みんなでまちづくり自治基本条例に定めるみんなでまちづくり会議に関する規則」の概要 検証委員会案



《 5. 検証委員 》

座長	宮本 節子	市民の代表 (NPO法人 みんなのまち草の根ネットの会)
副座長	倉橋 透	知識経験者 (獨協大学 経済学部経済学科教授)
委員	鈴木 敏男	市民の代表 (草加市町会連合会)
〃	染谷 勝之	市民の代表 (高砂住吉中央地区まちづくり市民会議)
〃	加藤さきえ	市民の代表 (瀬崎まちづくり市民会議)
〃	船戸 良一	市民の代表 (まちづくり登録員)
〃	若林 敏夫	市民の代表 (公募)
〃	斉藤 高子	市民の代表 (公募)
〃	小泉 秀樹	知識経験者 (東京大学大学院 工学系研究科 都市工学専攻准教授)
〃	小笠原 邦夫	知識経験者 (株式会社 ポリテック・エイディディ)

関係者 駒澤大学准教授：内海 麻利 氏

東京大学大学院 工学系研究科 都市工学専攻：後藤 純 氏

《 6. 検証の基本的方針 》

検証の基本的方針は、自治基本条例に則るものである。

(目的)

第1条 この条例は、草加市における市民自治の実現とパートナーシップによるまちづくりを進めるため、市民、市議会、市の関係やそれぞれの役割と責務を明らかにし、自治の基本原則を定めることを目的とします。

(基本方針)

第3条 市民、市議会、市は、次の基本方針に基づいて、総合的・計画的・民主的にまちづくりに取り組みます。

- (1) すべての市民が参画できるまちづくりを進めます。
- (2) 市民の自立と自律によるまちづくりを進めます。
- (3) 市民主体のまちづくりを進めます。

(パートナーシップによるまちづくりの7つの原則)

第4条 市民、市議会、市は、次の原則に基づいてパートナーシップによるまちづくりを進めます。

- (1) 主体性 主体性に基づいてまちづくりを進めます。
- (2) 対等性 対等の立場に立ってまちづくりに取り組みます。
- (3) 協調性 相手を尊重し、相手の立場や主張について理解します。
- (4) 柔軟性 従来 of 発想にとらわれることなく、自己改革を進めます。
- (5) 公開性 まちづくりに関する情報を広く公開し、共有します。
- (6) 普遍性 市のすべての施策や事業をパートナーシップの観点から実施します。
- (7) 発展性 従来 of 関係に安住することなく、さらに新しい関係への発展をめざします。

検証総括

草加市では、平成16年10月1日から施行された「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」に基づき、いろいろなしくみづくりが進められてきました。

その中で、「草加市みんなでまちづくり自治基本条例に定めるまちづくり活動の登録等に関する規則」及び「草加市みんなでまちづくり自治基本条例に定めるみんなでまちづくり会議に関する規則」も施行され、「まちづくり登録員」の登録、「みんなでまちづくり会議」も開催されました。

平成18年第2回「みんなでまちづくり会議」で、まちづくり登録員による「みんなでまちづくり会議を考える会」の座長から『「みんなでまちづくり会議」を活性化するには』という議題が提出され、6つの問題点等が指摘され、市ではこの提案を受け、みんなでまちづくり会議の運用上の問題について検証を行うと回答し、平成20年2月に「草加市みんなでまちづくり会議等検証委員会」（以下「検証委員会」といいます）が設置され、私たち10名の委員が委嘱されました。

検証委員会では、自治基本条例第29条に規定されている条例全体の検証を行うためには、市民・市議会・市からなる機関を設置し、全体を検証する必要がある、と考えました。したがって、「草加市みんなでまちづくり会議等検証委員会設置要綱」第2条による所掌事務のうち、(2)(3)(4)に関連する、自治基本条例第7章、第8章に重点をおいて、検証を行うこととしました。

そこで、6つの問題点と、いままでの議事録、各委員の意見をもとに、6項目の事柄について当検証委員会が当面解決すべき問題点であると指摘し、検証してきました。

検証を進めるなかで、「意見を聞く会」を実施し情報の収集も行いました。本報告書を、より一層活きた自治基本条例のしくみの整備、改善方針として、報告いたします。

今後も市民によるまちづくりの成長に合わせて、市民・市議会・市が自治基本条例を使いこなすべく、みんなでまちづくり会議を核とした、草加のまちづくりを支えるしくみの整備、改善に積極的に取り組むようお願い申し上げます。